

A 3 - 3 3

5 年 保 存 (常)
(令 和 8 年 12 月 31 日 まで)

F N . A 3 - 2 - 0

鹿 相 第 1 2 1 号

鹿 人 少 第 2 1 7 号

鹿 捜 一 第 1 1 0 号

令 和 3 年 7 月 1 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担当	被害者支援係	TEL	
----	--------	-----	--

性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する経費の支払制度の実施について(通達)

性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の支払制度については、「性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する経費の支払制度の実施について(通達)」(平成29年10月13日付け鹿相第119号ほか。以下「旧通達」という。)により運用してきたところであるが、このたび、性犯罪被害者の精神的、経済的負担の軽減を図り、より実効的な公費負担制度の運用のため、別添のとおり性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する経費の支払要領の一部を見直したので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和3年7月2日から施行し、旧通達は令和3年7月1日限り廃止する。

別添

性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する経費の支払要領

1 目的

この要領は、性犯罪被害者（以下「被害者」という。）の経済的及び精神的負担の軽減を図り、捜査活動への一層の理解と協力を得ることを目的として、性犯罪被害の初診料、緊急避妊に要する経費、性感染症に係る検査経費及び人工妊娠中絶に要する経費（以下「初診料等」という。）の公費による支払手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 支払対象

支払対象は、次に掲げる事件（以下「対象事件」という。）のうち警察署長（以下「署長」という。）が支出を必要と認めたものとする。

- (1) 強制わいせつ罪（刑法（明治40年法律第45号）第176条の罪であり、未遂を含む。）
- (2) 強制性交等罪（刑法第177条の罪であり、未遂を含む。）
- (3) 準強制わいせつ罪及び準強制性交等罪（刑法第178条の罪であり、未遂を含む。）
- (4) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪であり、未遂を含む。）
- (5) 強制わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）
- (6) 強盗・強制性交等罪及び強盗・強制性交等致死罪（刑法第241条の罪であり、未遂を含む。）

3 支払対象となる費用

次に掲げる保険外診療（自費診療。ただし、被害者が保険診療を望む場合は、保険診療の自費分）による費用を公費負担とする。

- (1) 初診料（時間外等加算料を含む。）
- (2) 初回処置料（膣洗浄、膣内等の致傷に伴う処置料、薬剤料、子宮頸管粘液採取に伴う費用、尿検査及び超音波検査に伴う費用）
- (3) 性感染症検査費用（原則として、梅毒、H I V感染症（後天性免疫不全症候群）、性器クラミジア感染症、トリコモナス、カンジタ、B型肝炎及び淋菌感染症に限る。ただし、再診料を含む。）
- (4) 緊急避妊料
- (5) 人工妊娠中絶費用（再診料を含む。）
- (6) 診断書料

4 除外事由

次に掲げる事由がある場合は、初診料等の公費による支払対象から除外することができる。

- (1) 被害者が公費負担による支払を希望しないとき。
- (2) 犯罪被害と認められないとき。
- (3) その他社会通念上公費負担することが適切でないと認められるとき。

5 支払手続等

(1) 事前協議

署長は、対象事件発生を認知した場合は、公費負担する妥当性について、本部事件主管課長と協議すること。

(2) 事件認知後に診療を行う場合

署長は、対象事件発生を認知し、事前協議した後に被害者が医療機関を受診する場合には、被害者に対して公費負担制度の説明を行うとともに、受診する医療機関に対し、あらかじめ支払対象となる費用、請求書による口座振替払いであることなどについて説明を行い、受診した医療機関から請求書を受領すること。

なお、請求書の宛名は支払を行う警察署長宛とする。

(3) 被害者の診療後に事件認知した場合

ア 署長は、被害者が医療機関で受診し、支払を済ませた後に事件を認知したときは、本部事件主管課と協議し、公費負担することが適切と認める場合には、被害者本人に請求書（別記第1号様式）を記載させるとともに、同請求書に医療機関が発行した領収書を添付させて、提出させること。

なお、被害者が受診した医療機関の領収書を紛失するなどしていた場合には、受診した医療機関から被害者の支払金額を証明する書類等の発行を受けること。

イ 被害者が提出した請求書の振込先口座名義に、被害者以外の口座名義を指定したときは、事後の紛議が生じないように、被害者と振込先名義人との関係を明らかにしておくこと。

(4) 支払手続

ア 署長は、請求書等受領後、速やかに「性犯罪被害者に係る緊急避妊等経費の予算配賦について（依頼）」（別記第2号様式。以下「予算配賦依頼書」という。）を作成し、予算配賦依頼書に請求書等の写しを添付の上、本部事件主管課長に申請すること。

イ 申請を受けた本部事件主管課長は、予算配賦依頼書に基づき本部会計課長に予算令達を依頼すること。

また、予算配賦依頼書等の写しを相談広報課被害者支援室に送付すること。

ウ 支払に関する事務処理については、警察署の会計課において行うものとし、支払については、金融機関への口座振替払いにより行うものとする。

6 留意事項

(1) 署長は、診療等が必要と認められる対象事件を認知した場合は、当該被害者やその同意を得て連絡した家族等に対し、被害者の心情に十分配慮した上で、診療等の必要性はもとより、公費負担制度について丁寧に説明を行い、理解を得ておくこと。

(2) 性感染症検査は、検査する性感染症の潜伏期間等を考慮し、その検査時期について医師の指示や判断を仰ぐなどして行うこと。

(3) 人工妊娠中絶に要する経費については、妊娠が犯罪被害によるものであると明らかに認められる場合に限り支出できるものとする。

別記

第1号様式（5の(3)関係）

請 求 書

年 月 日

警察署長 殿

住 所

氏 名

次のとおり、 の支払を請求します。

請求金額 円也

振 込 先	金融機関名	支店(出張所)名
口 座 種 別	当 座 ・ 普 通	
口 座 番 号		
フリガナ 口 座 名 義		
備 考 (被害者と名義人 の関係など)		

第2号様式（5の(4)のア，イ関係）

1	年	未	満	保	存					
(年	月	日	まで)						
F	N	.	A	3	-	2	-	1		
						号		外		
						年		月		日

殿

署 長

担当		TEL	
----	--	-----	--

性犯罪被害者に係る緊急避妊等経費の予算配賦について（依頼）
見出しのことについては，下記のとおり予算配賦を依頼する。

記

1 配賦依頼額

円

被害者の初診料	円
初回処置料	円
性感染症検査費用	円
緊急避妊料	円
人工妊娠中絶費用	円
診断書料	円

2 事案の概要

(1) 発生日時

(2) 発生場所

(3) 被害者

(4) 被疑者（被害者との関係の有無）

(5) 概要

3 その他

医療機関からの請求書等のコピーを添付する。